

鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定（鎌倉市決定）

都市計画村岡・深沢地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名	称	村岡・深沢地区土地区画整理事業		
面	積	約 31.1ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	都市計画に別に定めるとおりとする。
		幹 線 街 路	3・5・7号腰越大船線	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとして施行区域の東西を結び、賑わいの中心軸を形成する区画道路として、幅員 20.0mのシンボル道路を配置する。 ・各街区の土地利用を考慮して、幅員 6.0m～18.0mの区画道路及び幅員 4.0mの歩行者専用道を適切に配置する。 		
	公 園 及 び 緑 地	公園は、施行地区面積の3%以上かつ計画人口1人当たり3㎡以上を確保し、施行地区内に公園を適切に配置する。		
そ の 他 の 公 共 施 設	下水道計画における排水処理の排除形式は分流式とし、流末の公共下水道幹線に接続する。なお、土地利用等を考慮して、必要な調整池を配置する。			
宅 地 の 整 備	<p>鎌倉市第三の都市拠点の形成を目指して、整序化された土地に住宅系、業務系、商業系及び工業系の都市機能を適切に配置し、土地利用転換を実現する。</p> <p>施行区域の整備にあたっては、隣接する藤沢都市計画土地区画整理事業（村岡・深沢地区土地区画整理事業）との一体性に配慮する。</p>			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は「鎌倉市都市マスタープラン」において都市拠点として位置付けており、その「部門別方針／土地利用の方針」において「深沢地域国鉄跡地周辺については、都市拠点という位置付けを踏まえ、東海道本線新駅構想を視野に入れ、土地区画整理事業により、住宅と商業・業務機能、医療福祉機能等を導入します。」と明記しています。

また、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、深沢地域国鉄跡地を中心に、面的に一体整備を行うとともに、隣接する藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら、都市基盤施設の整備を図るものとされており、鎌倉都市計画都市再開発の方針においては、鎌倉第三の都市拠点を目指し、土地区画整理事業による面的整備を行い、土地利用転換に合わせ、商業・業務や都市型住宅等の適切な用途を配置するものとされています。

これらのことを踏まえ、本地区における土地区画整理事業による面的整備事業と土地利用転換事業を計画的に推進するため、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものです。

経緯書

村岡・深沢地区土地区画整理事業

都市計画決定の経緯

なし

今回の都市計画決定の経緯

- 平成 30 年 12 月 27 日 藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりと村岡新駅(仮称)設置に関する合意書(神奈川県、藤沢市、鎌倉市)
- 令和 3 年 2 月 8 日 東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置に関する覚書(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、東日本旅客鉄道株式会社)
- 令和 3 年 3 月 30 日 藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりに関する基本協定(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構)
- 令和 3 年 4 月 27 日 都市計画決定に係る市民への説明会の実施
4 月 29 日
- 令和 3 年 7 月 19 日 原案の縦覧(鎌倉市まちづくり条例施行規則第 26 条)
～ 8 月 2 日
- 令和 3 年 8 月 24 日 都市計画公聴会開催
(都市計画法第 16 条第 1 項、鎌倉市まちづくり条例第 23 条第 1 項)
- 令和 3 年 11 月 4 日 都市計画案を神奈川県知事に協議
(都市計画法第 19 条第 3 項)
- 令和 3 年 12 月 3 日 法定縦覧(都市計画法第 17 条第 1 項)
～ 12 月 17 日
- 令和 4 年 1 月 21 日 鎌倉市都市計画審議会(付議)

都市計画を定める土地の区域

村岡・深沢地区土地区画整理事業

追加する部分

鎌倉市上町屋字山ノ根、寺分字堅畑、字川向、字陣出、字上陣出、字木ノ下及び字藤塚、梶原
字内耕地、字外耕地、字古川、字八町面及び字宮里、梶原一丁目並びに常盤字下耕地地内

削除する部分

なし

変更する部分

なし